

第5回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年6月20日(木)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員27名

4 出席委員 27名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫
16番 奥野 政義	17番 川島 三夫	18番 川名 康夫
19番 鶴岡 公一	20番 地引 正和	21番 御園 豊
22番 葛田 吉弥	23番 鈴木 弥須雄	24番 渡邊 喜一
25番 長谷川 重義	26番 藤井 幸光	27番 榎本 雅司

5 欠席委員 なし

6 出席事務局職員 3名

小藤田事務局長 森副参事 鈴木主幹

開 会

平成25年6月20日午後3時05分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第5回農業委員会総会を開催します。

本日の出席委員は、27名中27名全員でございますので、会議は成立しております。

議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。9番、佐久間政男委員、10番、多田總一郎委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） それでは、日程第2、これより議案の審査を行います。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号の1についてですが、議案の1ページと会議資料の1ページをお開きいただきたいと思います。それでは、会議資料1ページにつきましては、所有農地及び耕作地に関する申告書となります。本件申請内容につきましては、申請理由は、当該農地については、使用貸借により譲り渡し人より借り受けている農地で、現在建築している住宅に隣接しており、耕作、管理に便利であることから取得したいとのことです。場所は、字鎌倉街道です。現地を確認いたしましたところ、現況地目は畑であり、耕作されておりました。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等については、耕運機、農用車を所有しており、トラクターは借用しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては、世帯で300日従事しているとのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、農薬の使用方法等は地域の基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、奥野政義委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。6月の17日、10時30分より現地を確認いたしました。現地は〇さんのお姉さん、〇〇さんですね、この方が、今説明がありましたとおり住宅を建てております。この〇さんという方が造園等の仕事をしていますので、先般、今説明がありましたとおり、5反歩も

この〇さんの土地を借り受けてということでございます。今〇〇さん、〇さんの息子さんと2人で、それと母親にちょっと手伝っていただいているということでございます。きれいにやっていると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。

議案第1ページと、同じく会議資料の3ページをごらんください。会議資料3ページにつきましては、所有農地及び耕作地に関する申告書となります。本件申請内容につきましては、申請理由は、相続により農地を受け継いだものの、農業をしておらず耕作できないため譲りたいとの申し出があり、自作地にも近く管理、耕作に便利であることから、譲り渡し人の要望を受けて取得したいとのことです。場所は、蔵波字鎌倉街道です。現地を確認いたしましたところ、現況地目は畑であり、耕作されておりました。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等については、トラクター、田植機、農用車を所有しており、刈り取りなどは委託しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては、世帯で150日従事しているとのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従い耕作し、農薬の使用方法等は地域の基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、奥野政義委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。同じく6月17日9時30分より、代理人でございます〇〇事務所の〇〇氏と現地を確認しました。地図をごらんのとおり三角地でありまして、大きな機械等は使用しづらいような土地でございます。ここを家庭菜園的な感じできれいに耕作をされておりました。ま

た、〇〇さんと〇〇さんは縁戚関係にあるということで、こういうような形になったのかと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 次に、権利者住所地農業委員の意見を求めます。

17番、川島三夫委員。

○17番（川島三夫君） 17番の川島です。譲受人の〇〇〇〇さんは、勤めながら農業をしております第2種兼業農家でございますが、この申請地につきましては、もうずっと昔から〇〇さんが耕作をしております、ただいま奥野委員からお話ございましたように、〇〇さんと〇〇さんは親戚関係ということで、話し合いの結果、今回の申請になったということでございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の3についてご説明申し上げます。

議案2ページと3ページ、それと会議資料の5ページをごらんいただきたいと思います。本件申請内容につきましては、申請地は自作地に隣接及び近接していることから、耕作するのに便利であることから取得して農業経営の拡大をしたいとのことです。なお、今回の権利者は、袖ヶ浦市においては3,773平方メートルの農地を現在耕作しております。場所は、坂戸市場字下豊田、神納字袴摺です。現地を確認いたしましたところ、現況地目は田であり、耕作されておりました。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、木更津市農業委員会へ確認したところ、耕作していない土地はありません。農機具等については、トラクター、耕運機、コンバインを所有しております。コンバイン、記載のほうございませんが、コンバインについては24年度にコンバインを購入したということを確認しております。もみすり、乾燥等については委託しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては、世帯で355日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。ちなみに木更津市では1万3,698平方メートル、袖ヶ浦市では3,773平方メートル、合わせて1万7,471平方メートルを耕作しております。地域との調和要件につきましては、これまでどおり水稻を作付し、地域の水利調整に参加し、取り決

めを遵守するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

20番、地引正和委員。

○20番（地引正和君） 20番、地引です。6月17日午後1時から本人立ち会いのもとで現地調査を行いました。申請地は、今事務局のほうから言われたように、1から3番は、ちょうどバスターミナルの東側に当たる道でございます。それで、3から9はちょうどアクアラインの下のところでございまして、非常に細かく等分されているのですけれども、現状は1つの田んぼとしてやっております。非常にきれいに耕作しておりますので、その人も農業にすごく意欲のある方で、非常にいいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

どうぞ、川名さん。

○18番（川名康夫君） これ7ページ、位置図の7ページなのですが、この申請地の番号、これ振ってもらえますか。

○議長（中川喜一郎君） 番号までわかりますか。

事務局。

○事務局（鈴木良宏君） ちょっと番号を振っておらないのですけれども、一応こちらのほうが、議案のほうの4番から9番までという形になりまして、ちょっと待ってください。

議案資料をごらんいただきまして、7ページの資料ですけれども、こちら、北側と言ったらいいのですか、ちょうど16号に向かっているほうで、一番上のところが〇〇〇〇、中段1つあいてございますけれども、〇〇、その下、2つに分かれている西側、西側2つくっついているところが〇〇、左側、2枚並んでいるところがございまして、縦に並んでいるところがございます。ここが〇〇。

○事務局（森 博君） 左側に2つ並んでいる上の土地、少し台形になっているところ。

○事務局（鈴木良宏君） ちょっと見にくくてすみません。ここの一番上のこちらのほうが〇〇〇〇〇〇になります。こちらが〇〇です。下が〇〇になります。この右側が〇〇、その隣、〇〇〇、真ん中の台形になっているところが〇〇です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定します。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。議案第2号の1についてご説明申し上げます。

議案4ページをごらんください。本件は、神納に在住の個人が長屋住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

総会資料の8ページの位置図をごらんください。申請地は昭和中学校の南側約250メートルに位置し、市街化区域に近接する市街化調整区域内であり、農地と住宅の混在する小集団の農地であることから、第2種農地と判断されます。

建物の配置については、総会資料9ページのとおりであり、また排水については道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、その後既存の道路側溝へ排出されます。雨水については、計画地内で浸透処理する計画となっております。総会資料10ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田です。本件は神納昭和通りから南側へ約50メートルに位置した場所で、アパートを建築したいとのことでした。6月の13日午後1時30分に現地にて、代理人の〇〇測量事務所から説明を受け、〇〇さんから、高齢のため畑に作物をつくれないとのことでした。そして、今回はアパート経営、アパートについては、木造2階建て8世帯を始めたいとのことでした。なお、申請地については、位置図を参照願います。

以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号の2の1ないし議案第2号の2の3についてご説明申し上げます。

議案4ページをごらんください。本件は、野田に在住の個人が専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

総会資料の11ページの位置図をごらんください。申請地は、健康づくり支援センターガウランドから北東約400メートルに位置し、市街化調整区域内であり、農地と住宅の混在する小集団の農地であることから、第2種農地と判断されます。

本件に関しては、総会資料12ページの中ほどにある作業所、倉庫鳥小屋の底地の事後転用と、今回の専用住宅用地への転用をしたいとするものであります。今回新たに建築しようとする建物の配置については、総会資料13ページのとおりであります。総会資料14ページの現況写真が事後転用しようとする建物であり、15ページの写真が今回建築しようとする農地の現況であります。

今回の4条許可申請書の提出に際し、作業所、倉庫鳥小屋の建築に関しては、農地法施行規則第32条第1号の規定による2アール未満の農業施設の建築に該当し、この手続としては届け出で足りるところでありましたが、届け出されず、この対応については君津農業事務所において担当者と協議し、今回の建築計画の転用許可申請の際、あわせて事後転用の手続をするように指導をしてきたところでございます。

排水については、道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、既存の道路側溝へ排水される計画であり、雨水については計画地内で浸透処理する計画となっております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、渡邊邦男委員。

○7番（渡邊邦男君） 7番、渡邊です。申請者の代理人、〇〇登記測量事務所の〇〇氏と、6月16日の日曜日午後1時30分合流しまして、現地を調査してまいりました。場所は、館山自動車道より県道長浦上総線を北へ300メートルほど行った、ここに図面がありますが、東の上側に申請地があります。現在申請地には、事務局が話されたように作業小屋、鳥小屋、倉庫またはすきこめ牧草、スイカ等を作付けしてありました。現在申請者は、アパートに夫婦、子供で入っており、アパートが手狭になったために、自分の農地を、〇〇の〇番地と〇〇の〇番地の一部を転用して2階建ての家を新築したいとのことですが、委員の皆様のご審議をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第2号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定します。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の1についてご説明申し上げます。

議案5ページをごらんください。本件は、市原市に在住の個人が東京都在住の所有者から農地を売買によって取得し、専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

総会資料16ページの位置図をごらんください。申請地は、奈良輪小学校の東側に位置し、市街化区域に近接する市街化調整区域内であり、第2種農地と判断されます。

建物の配置については、総会資料17ページのとおりであり、また排水については、道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、その後雨水と合流の上、既存の道路側溝へ排水されます。

総会資料18ページに現地の写真を添付しております。今回の計画については、転用面積674平米となっており、転用事務指針の面積を超える転用であります。現地は総会資料18ページ下の写真で示すとおり、職員が2人立っておりますが、ここが間口になります。接道部分が狭くなっており、不整形であり、またほかに接道がないことから、転用事務指針の面積を上限とした転用の場合、奥側に残地が残ってしまいます。残地については、進入路がなく、結果的に不耕作地を生んでしまうことから、総会資料17ページの土地利用計画図のとおり、住宅の右側に庭木などを植えて、庭として管理をしていきたいという意向があり、一体利用が計画されております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。議案3号の1、5条の申請です。先ほど申し上げましたとお

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。議案3号の2の1、5条の申請です。総会資料19、20、21ページをごらんください。譲り渡し人は、袖ヶ浦市奈良輪〇〇番地の〇、〇〇〇〇氏です。譲り受け人は、袖ヶ浦市奈良輪〇〇番地の〇、〇〇〇〇法人〇〇〇です。これは〇〇〇〇〇〇です。現地は、奈良輪〇〇、現況の地目は畑で1,021平米、この土地を使用貸借権を設定をした上で〇〇〇が、職員の車、マイクロバスの駐車場として使用することです。

現場説明は、6月19日朝9時に代理人の行政書士、〇〇〇さんの、また代理人の〇〇さんの説明を受けました。現地は袖ヶ浦駅北通り木更津方面より今井へ向かう〇〇〇〇〇〇〇〇〇信号手前の右側に30メートルぐらい入ったところです。説明によると、現状のG Lを道路面と同等ぐらいに砕石を入れ、ローラーで固めて広げたいとのことですので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第3号の2について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の3を議題といたしますが、議案第3号の3ないし議案第3号の4については、関連がありますので、議案第3号の3ないし議案第3号の4について、一括して事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の3ないし議案第3号の4の1及び4の2についてご説明申し上げます。

議案5ページをごらんください。本件は、市原市に在住の個人が千葉市在住の所有者から農地を売買によって取得し、専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

総会資料の22ページの位置図をごらんください。申請地は、市街化区域に近接し、前面道路に水道管、ガス管が埋設され、おおむね500メートル以内に医療施設及び介護施設が存在することから第3種農地と判断されます。

建物の配置については、総会資料23ページのとおりであり、排水については道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、その後雨水と合流の上、既存の道路側溝へ排水されます。総会資料24ページに現地の写真を添付しております。

本件転用については、3筆が対象となっておりますが、〇〇〇、〇〇〇〇が現況写真上にあり

ます進入路部分、〇〇〇〇が現況写真下の家屋を建てようとする箇所です。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。議案3 - 1、4 - 1、4 - 2、5条の申請です。総会資料22、23、24ページをごらんください。譲り渡し人は、千葉市若葉区〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、譲り受け人は、市原市姉崎〇〇〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。現地は奈良輪中田〇〇〇であります。6月14日、午後2時半に代理人の〇〇建設興業株式会社、〇〇さんの説明を受けました。現地は奈良輪駅より350メートルぐらいの高須寄りの場所で、説明によると3筆で454平米、この土地に現状のG Lを30センチほど盛り上げて、2階建ての住宅を計画しているということでございます。内訳は、2階建て34坪です。水は市水道、電気は東京電力、ガスは東京ガス、排水は合併浄化槽です。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第3号の3ないし議案第3号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3ないし議案第3号の4については許可相当と決定します。

議案第4号 平成25年度第3次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 平成25年度第3次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。議案第4号につきましては、平成25年度第3次農用地利用集積計画承認の件でございます。

それでは、議案第4号の資料といたしまして、別紙でございます農用地利用集積計画書（案）をお開きいただきたいと思っております。利用集積計画書（案）34ページをお開きいただきたいと思っております。今回利用集積計画書につきましては、利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕作面積は記載のとおりでございます。今回の利用権の設定のうち25の6の3から

25の6の62につきましては、県営横田地区土地改良事業の換地に伴う利用権等の再設定であります。
以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。
議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。
よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。
事務局に説明を求めます。
森君。

○事務局（森 博君） 報告第1号についてご報告いたします。

議案6ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。なお、専決処理期間は平成25年5月1日から平成25年5月31日までです。

引き続き、報告第2号についてご報告いたします。議案7ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、こちらにつきましても専決処理期間は平成25年5月1日から5月31日までです。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。
事務局、何かございますか。

はい、どうぞ。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。先月利用権の設定に関する借り手の方が市外の場合は補助金の対象となるかどうかということをお委員からご質問を受けましたので、そのご回答を申し上げます。

袖ヶ浦市のほうでの補助金につきまして、借り手が市外者の場合は補助の対象とはなりませんので、こちらも兼ねてご報告のほうをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） あと委員さん、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

閉 会

○議長（中川喜一郎君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして第5回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後3時50分 閉会